

# 令和8年度新潟県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）幼稚部入学者募集要項

新潟県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）幼稚部における入学者の選考は、次の事項に基づいて、公正に実施する。

## 1 出願資格

(1) 令和2年4月2日から令和5年4月1日までの間に生まれた者

(2) 障害の程度

ア 特別支援学校（視覚障害）

両眼の視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者のうち拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者

イ 特別支援学校（聴覚障害）

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者

## 2 出願

新潟県立学校ウェブ出願システム（以下、「ウェブ出願システム」）を使用する。

## 3 募集定員

3歳児、4歳児、5歳児の各学級 若干人

## 4 選考の方法

幼稚部を設置する学校の校長は、校長を委員長とする「入学者選考委員会」を設け、「調査書」並びに「健康診断書」等の各学校で認めた書類及び各学校が実施する面接等の結果に基づき、総合的な審査を経て入学者を選考する。

## 5 面接の期日

令和8年1月30日（金）

## 6 合格者の発表

(1) 令和8年2月9日（月）までに各学校において行い、校長は選考結果をウェブ出願システムにより、2月12日（木）までに報告するものとする。

(2) 入学予定者が、保護者の転勤等により入学を辞退する場合は、「入学辞退届」別紙様式(幼)2を出願先の学校の校長に提出するものとする。

## 7 出願手続

令和7年12月1日（月）から、ウェブ出願システムに志願者情報や志願先等の登録開始

(1) 出願に必要な書類 ※ア、イの書類は、出願先の学校に紙面で提出する。

ア 健康診断書〔別紙様式(幼)1の1又は1の2。また、各学校で認めた場合は身体障害者手帳の写しに代えることができる。〕

イ その他出願先の学校で必要とするもの

(2) 出願に必要な書類の様式の取得

出願に必要な書類の様式は、出願する側の学校がウェブ出願システム又は義務教育課(特別支援教育)ホームページからダウンロードする。

(3) 出願に必要な書類の提出

志願者は、ウェブ出願システムに出願情報の登録が終了したことを出願先の学校に報告し、必要事項を記入した「健康診断書」等の必要な書類に、あて先を明記した返信用封筒（詳細は各学校の募集要項による）を添えて、出願先の学校に提出する。

(4) 出願及び出願に必要な書類の受付期間

令和8年1月9日（金）から1月16日（金）までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(5) 出願状況の公表

出願を締切り後、各学校の出願状況については、各学校で公表する。

(6) 志願変更

志願変更を希望する志願者に対して、学校はウェブ出願システムにおいて、令和8年1月19日（月）から1月23日（金）までに志願変更の手続きを行う。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

## 8 欠員補充による2次募集について

選考終了後、幼稚部の各学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、令和8年2月24日（火）に県教育委員会が発表する。

(1) 出願資格及び出願手続

1次募集の際と同様に、ウェブ出願システムに出願情報を登録し、出願に必要な書類を紙面で提出する。

(2) 出願及び出願に必要な書類の受付期間

令和8年3月2日（月）から3月6日（金）までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 面接の期日

令和8年3月10日（火）

(4) 結果の発表

ア 令和8年3月11日（水）に各学校において行い、校長は結果をウェブ出願システムにより3月13日（金）までに報告するものとする。

イ 入学予定者が、保護者の転勤等により入学を辞退する場合は、「入学辞退届」別紙様式(幼)2を出願先の学校の校長に提出するものとする。

## 9 その他

(1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合で、当該者が幼稚部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。

(2) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。

(3) 出願に必要な書類は、ウェブ出願システム又は義務教育課(特別支援教育)ホームページからダウンロードする。